

利用者負担説明書

介護老人保健施設 いずみ

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる1割または2割、3割の自己負担分と、保険給付対象外の費用（食費、居住費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、倶楽部やレクリエーションで使用する材料費、理美容代、診断書等の文書発行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症ケア加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担の概要につきましては、裏面をご参照ください。

介護保険には、大きく分けて、入所して介護保険を利用する施設サービスと在宅で種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、利用に際しては、原則的に居宅サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので、注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者[地域包括支援センター]）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

利用者負担の内容

【(介護予防)短期入所療養介護】

	種 類	単 位 数	内 容
保 険 給 付 の 負 担 額	基本サービス費	要介護1 830単位／日	要介護度により個人差あり
		要介護2 880単位／日	
		要介護3 944単位／日	
		要介護4 997単位／日	
		要介護5 1,052単位／日	
		要支援1 613単位／日	
		要支援2 774単位／日	
	夜勤職員配置加算	24単位／日	基準を上回る夜勤職員の配置への加算
	個別リハビリテーション 実施加算	240単位／日	リハビリテーション職員が個別リハビリテーションを行った場合の加算
	緊急短期入所受入対応加算	90単位／日	利用者の状態等により、緊急に短期入所する場合の加算(14日を上限)
	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算	51単位／日	施設が一定の在宅復帰・在宅療養機能を有すると評価された場合
	送迎加算	184単位／回	利用者送迎の加算(片道あたり)
	総合医学管理加算	275単位／日	治療管理を目的として利用した場合
利 用 料	療養食加算	8単位／回	糖尿病食、腎臓病食等の提供に対する加算
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位／日	日常生活支障をきたす認知症のある利用者に対して専門的なケアを行った場合の加算
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)100単位／月 (Ⅱ)10単位／月	介護現場に介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、生産性の向上を行った場合
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	22単位／日	介護職員の専門性への加算 (介護職員のうち介護福祉士が80%以上)
	介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に9.7%を乗じた単位数	介護職員等の処遇改善のための加算
	※地域区分の見直しにより1単位=10円から1単位=10.14円に変更になっています。 利用者負担は合計単位数に10.14円を乗じ、そこから保険者負担を差し引いた金額になります。		
	食 費	1,750円／日 朝食 550円 昼食 600円 夕食 600円	利用者負担限度額段階の利用者 第1段階 300円／日 第2段階 600円／日 第3段階① 1,000円／日(令和8年8月から1,030円／日) 第3段階② 1,300円／日(令和8年8月から1,360円／日)
	滞在費	650円／日	利用者負担限度額段階の利用者 第1段階 0／日 第2段階 430円／日 第3段階 430円／日
	日用品費	300円／日	おしぼり・ティッシュペーパー・石鹸 シャンプー・トイレトペーパー等
	教養娯楽費	100円／日	画用紙・折り紙・粘土等の材料や 手工芸材料等
	理美容代	2,000～2,500円／回	実費
	電話代	実費	実費
	健康管理費	実費	各種予防用ワクチン接種料等

※この「利用者負担の内容」に記載した以外の加算や利用料の詳細については、担当者にお問い合わせ下さい。

令和8年6月改定